

役員報酬等規程

(目的)

第一条 この規程は、公益社団法人全国老人施設福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第三十一条第一項の規定に基づき、役員報酬、役員賞与及び役員退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第二条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 役員とは、定款第二十五条第一項に規定する理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、本会を主たる勤務先とし、週三日以上本会の業務に従事する役員をいう。
- 三 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 四 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第十三号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- 五 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊料を含む。）、その他の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(総額)

第三条 役員報酬の総額は、四千万円以内とする。

(役員報酬等の支給)

第四条 本会は、常勤役員に対して、第六条に定めるところにより役員報酬を支給する。

- 2 本会の非常勤役員のうち、理事は無報酬とする。
- 3 本会の監事には、職務遂行の都度、一日あたり第七条に定めるところにより報酬を支給することができる。
- 4 常勤役員及び監事に対する役員報酬の額は、理事は理事会決議により定め、監事は監事同士の協議により定める。
- 5 本会が役員に対し、特別の任務として講師及び原稿執筆を依頼した場合には、別に定める規程により、講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

(役員賞与等)

第五条 本会は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(常勤役員の報酬額)

第六条 常勤役員の基準報酬は、基本額に役職別係数を乗じた額を月額とする。

- 2 基本額は、二万円とする。
- 3 役職別係数は、次のとおりとし、理事会の決議により決定する。
 - 一 専務理事 15～60

二 常務理事 10～50

(監事の報酬額)

第七条 監事の基準報酬は、基本額に職務別係数を乗じた額を職務遂行の都度、支給する。

2 基本額は、二万円とする。

3 係数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----|
| 一 会計監査を行うとき | 5以内 |
| 二 業務監査を行うとき | 2以内 |
| 三 理事会等へ出席するとき | 1以内 |

(費用)

第八条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員報酬を支給する常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。ただし、その計算方法は、給与規程の規定を準用するものとする。

(公表)

第九条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十条第二項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(準用)

第十条 役員報酬の支給日、支給方法等は、給与規程の規定を準用するものとする。

2 定款第三十五条第六項に規定する顧問については、この規程を準用する。

(規程の改廃)

第十一条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行うものとする。

(委任)

第十二条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、本会の設立登記のあった日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成二十九年十二月二十二日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成三十年三月二十三日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成三十年六月十八日から施行する。